



介護保険制度が平成12年4月にスタートして3年が経ち、その間、介護が必要な多くの人に心身の状態に応じた介護サービスが提供され、家族の負担が軽減されてきました。今後も介護が必要な人は増えることが予想され、それにとまない介護サービスを利用する人も増加するものと思われます。今月から、これから介護サービスを利用する人に向けて、介護保険の利用手続きやサービス内容、サービスを利用して疑問に思いそうな事を『Q&A方式』で紹介していきます。介護サービスを上手に利用していただくための参考にしてください。

《問1》 介護サービスを利用できる人は？

答) 介護保険制度は、40歳以上の人が入ります。運営するのは、市町村（東京23区を含む）で、介護サービスを利用できるのは、市町村から介護または支援が必要と認められた人です。

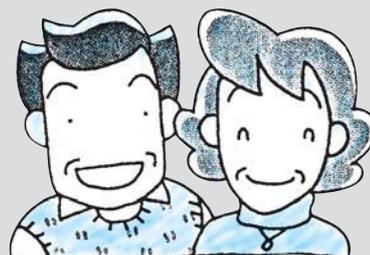
介護サービスを利用できる人

65歳以上
(第1号被保険者)



原因を問わず、日常生活を送るために、介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスが利用できます。『介護保険被保険者証』は、被保険者になったときに渡されます。

40歳以上65歳未満
(第2号被保険者)



老化が原因とされる病気（特定疾病）がもとで日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスが利用できます。『介護保険被保険者証』は、認定をうけたときなどに渡されます。

* 認定とは

介護サービスを利用したいとき、高齢者や家族は被保険者証をそえて市町村に申請をする必要があります。市町村では、どれくらい介護の手間がかかっているのか、高齢者の状態と介護の様子を調査し、この手間の多さに応じて要介護度を決めます。要介護度は、要支援、要介護1～5に区別されますが、高齢者の状態が重いかどうかではなく、どれくらい介護の手間がかかるかによって決まります。認定とは、この要介護度を定めることをいいます。介護サービスを利用したい人は、認定を受けてはじめて要介護度に見合ったサービスを利用できることになります。

* 特定疾病には、次の15種類の疾病が定められています。

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ① 初老期における痴呆（アルツハイマー病等） | ⑨ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等） |
| ② 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） | ⑩ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑪ 慢性関節リウマチ |
| ④ パーキンソン病 | ⑫ 後縦靭帯骨化症 |
| ⑤ 脊髄小脳変性症 | ⑬ 脊柱管狭窄症 |
| ⑥ シャイ・ドレーガー症候群 | ⑭ 骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ⑦ 糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害 | ⑮ 早老症 |
| ⑧ 閉塞性動脈硬化症 | |